

内管漏えい検査 新規参入の手引き

2021年 3月

日本瓦斯株式会社

目次

・はじめに

1 条 (目的)	4
2 条 (内管漏えい検査の定義)	4
3 条 (委託認定要件)	4
4 条 (欠格要件)	4
5 条 (保安水準の確保)	4
6 条 (自主保安業務の実施)	5
7 条 (再委託への対応)	5
8 条 (委託の取り消し等)	5
9 条 (定期漏えい検査の対象範囲)	5
10 条 (定期漏えい検査の必要資格)	5
11 条 (定期漏えい検査の業務実績)	5
12 条 (定期漏えい検査の関与・統制・信頼性)	6
13 条 (定期漏えい検査の継続的な体制確保)	6
14 条 (定期漏えい検査の効率的な運用)	6
15 条 (定期漏えい検査に必要な技能要件)	6
16 条 (定期漏えい検査受託に関する手順・手続き)	6
17 条 (委託手引きの開示)	7

・はじめに

本書は、日本瓦斯株式会社（以下「当社」）の内管漏えい検査業務の委託先となって、当社に代わり法定業務である「定期漏えい検査」及び自主保安業務である「開栓時漏えい確認」を行うことを希望される企業・個人の方に、当社の委託に係る要件や手順等をご紹介するために作成したものです。

都市ガスの設備（灯外内管・灯内内管を総称して内管）は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法「第61条」に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務が一般ガス導管事業者に課せられている他、内管の漏えい検査についても「ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条第2項」の規定及び「ガス工作物技術基準・同解釈例の解説 第113条第2項」に基準が定められており、一般ガス導管事業者はこれらの定めを全うする義務を負っています。そのため、一般ガス導管事業者である当社は、保安水準の確保等をするための委託要件を定め委託先を選定することで内管漏えい検査業務を自らの管理下におき、委託先を適正に指導しながら、お客様に安全、安心なガス設備をご提供するしくみとしております。

内管漏えい検査業務への新規参入を希望される企業の方々にあつては、この点を十分にご理解いただきまして、ご検討いただければ幸いに存じます。

【備考】

ガス事業法（参考）2017年4月1日施行【第61条第1項】 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。【ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条第2項】 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーター、メーターガス栓及びガス栓についての漏えい検査頻度を示したもの。

【ガス工作物技術基準・同解釈例の解説 第113条第2項】 上記の「省令第51条第2項」に規定する漏えい検査の「適切な方法」について、その検査対象範囲に応じて示したもの。

1 条（目的）

この手引きは、日本瓦斯株式会社（以下、当社とする。）が内管漏えい検査を委託する際に、保安水準の確保及び業務の継続を確保するための委託要件を定め、委託先がその要件を遵守することを目的とする。

2 条（内管漏えい検査の定義）

この手引きの内管漏えい検査は、法定業務である定期漏えい検査のことを示す。

3 条（委託認定要件）

当社の内管漏えい検査を委託する者は、次の各号を満たしていなければならない。

1. 取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
2. 継続的に委託業務を実施する事業基盤を有すること。
3. 内管検査員・簡易ガス調査員資格等必要な技能を有する要員を一定数以上確保しており、業務に従事させること。
4. 当社の供給区域内での内管漏えい検査業務に支障を来さない地域に事業所を有すること。
5. 内管漏えい検査業務に必要な装備を一定数以上保有しており、業務に用いることが可能なこと。

4 条（欠格要件）

委託先は、次の各号に定める要件に該当している者であってはならない。

1. 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
2. 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
3. 精神の機能障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者。
4. 反社会的勢力、若しくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
5. その他、当社が別途定める要件に該当する者。

5 条（保安水準の確保）

当社の内管漏えい検査を委託する者は、次の各号を満たしていなければならない。

1. 委託先は、保安水準を確保するための体制を当社の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告する。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
2. 委託先は当社が定めた自主保安業務を実施すること。
3. 委託先は、当社が定めた保安品質等、CS等の諸施策に協力すること。
4. 委託先は、当社が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受け、また、監査結果の指摘・改善事項に対して真摯に対応するように努めること。
5. 委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員への保安に関する当社が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。
6. 委託先の管理者は、当社が実施する内管漏えい検査の抜き取り検査結果、フィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。

7. 委託先の管理者は、当社が定める内管漏えい検査の抜き取り検査点検等に基づき、抜き取り検査を行い検査員に指導等を行う。その検査結果は、当社へ報告すること。
8. 委託先の検査員は、当社の指定する講習を修了していること。

6条（自主保安業務の実施）

委託先は、当社が定める自主保安業務を実施しなければならない。

また、保安水準の観点から当社は、その要件を定め、状況に応じて自主保安業務の追加・削除を行う。

7条（再委託への対応）

委託先が再委託をする場合、次の各号を満たしていなければならない。

1. 委託先は、当社の指定した方法により承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
2. 委託先は、当社との契約内容を再委託先との契約内容に反映すること。
3. 委託先は、再委託先の管理状況（抜き取り検査結果や指導、監査結果など）を必要に応じて当社へ報告すること。
4. 再委託先は、委託先に契約内容を遵守することの誓約書を、委託先に提出をすること。

8条（委託の取り消し等）

当社は委託先が次の各号に該当する場合、委託契約を取り消すことができる。

1. 当社は委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限若しくは停止できるものとする。
2. 当社は、委託先が契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
3. 検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止若しくは取り消しができるものとする。

9条（定期漏えい検査の対象範囲）

対象となる業務は以下のとおりである。

- ①ガス事業法第6条第1項に基づく内管漏えい検査
- ②その他前号の付帯業務

10条（定期漏えい検査の必要資格）

当社の定める当該資格の認定を受けた者であって（一般社団法人）日本ガス協会の「内管検査員資格」を有している者であること。また、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

11条（定期漏えい検査の業務実績）

委託先は、次の各号を満たしていなければならない。

1. 委託先は、内管漏えい検査の実績が4年以上なければならない。
2. 検査員は、内管漏えい検査の実績が3ヶ月以上または、内管検査員資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けなければならない。

12条（定期漏えい検査の関与・統制・信頼性）

委託先は、次の各号のいずれかを満たしていなければならない。

1. 当社の関係会社または当該関係会社との業務を受託されている会社であること。
2. 当社と長期的な取引があること。
3. 当社と関与・統制・信頼性を確保するための契約（協定）を締結し、法定周期を遵守すること。

13条（定期漏えい検査の継続的な体制確保）

委託先は、次の各号を満たしていなければならない。

1. 委託先は、業務体制、検査予測数、検査員の要員確保ができていないか定期的に確保すること。当社は、必要に応じて報告を求めることができるものとする。
2. 委託先は、8年以上できる体制を構築すること。
3. 委託先は、継続的に業務を受託できなくなった場合は6ヶ月前までに解約を申し入れること。
4. 委託先は、継続的に受託できなくなった場合、自らに代わる業務実施者を見出すまでの労務・費用等を負担すること。

14条（定期漏えい検査の効率的な運用）

委託先は、次の各号を満たしていなければならない。

1. 委託先は、面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
2. 委託先は、需要家の開栓・閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は、当社が定めた方法により法定周期を管理すること。
3. 委託先は、当社が指定するシステムやモバイル端末などを用いて、検査業務を管理すること。

15条（定期漏えい検査に必要な技能要件）

委託先は、次の各号を満たしていなければならない。

1. 委託先は、内管図面により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
2. 委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置）の作動確認ができること。

16条（定期漏えい検査受託に関する手順・手続き）

委託先は、次の各号を満たしていなければならない。

1. 当社は、受託希望者から相談窓口を確認・相談を受けた場合は、委託先選定期間や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。
2. 受託希望者は、受託申請書類（様式1）に必要事項を記載し、当社が指定する窓口へ提出する。
3. 当社は、受託希望者から提出された受託申請書類（様式1）の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。

4. 当社は、保安水準の確保および法定周期遵守の観点から受託希望者に対する審査基準に基づき審査を行い、委託先を選定する。

【定量的基準】 認定要件・必要資格・業務実績(代替となる講習の受講)、継続的な体制の確保など。

【定性的基準】 保安水準の確保（企業、経営者の保安意識等）、関与・統制・信頼性など。

17条（委託手引きの開示）

当社は、本書「内管漏えい検査委託の手引き」問い合わせ窓口は以下とする。

日本瓦斯株式会社 エネルギー事業部 事業戦略課

電 話 03-5308-2118

FAX 03-5350-6213

HP <http://www.nichigas.co.jp>

当社は、本書「内管漏えい検査委託の手引き」をホームページまたは、管轄営業所に開示します。